

人工呼吸器などを使用している方へ

日常生活用具に**非常用電源装置**を追加しました

在宅の人工呼吸器などを使用する障がいのある方が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる「非常用電源装置」を令和7年4月1日から日常生活用具に追加しました。

1 対象者

釧路市内に住民登録があり、在宅の身体障害者手帳所持者、難病患者のうち、人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引機など生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している方。

※18歳以上の障がいのある方等本人またはその配偶者が一定所得以上の場合は対象外。

2 給付内容

下表の3種類のうち、ご自宅の環境などをご確認いただき、用具をお選びください。
(複数の用具を給付することはできません)

また、購入前の申請が必要です。(購入後の申請は、給付対象外です。)

種 類	発電機	蓄電池	カーインバーター
性 能	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、 ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの。	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの。	自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの。
基 準 額	121,000円	93,500円	30,000円
自己負担	原則、購入額の1割が自己負担(ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額を設定)とし、市民税非課税世帯・生活保護世帯は自己負担なし。 また、基準額以上に費用が発生する場合の差額は自己負担。		
耐用年数	6 年		

※製品により、医療機器に直接接続して使用すると医療機器が故障する可能性があります。

使用上の注意点について、事前に医療機器業者に確認を行い、必要な対策(外付けの専用バッテリーに充電するなど)を講じてください。

※用具の維持に要する経費(ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入、点検、整備にかかる費用など)については対象外となります。

3 申請に必要な書類

- (1) 日常生活用具給付申請書（様式は申請窓口にあります）
- (2) 身体障害者手帳、特定疾病（難病）受給者証
- (3) 見積書
- (4) 市民税課税証明書又は非課税証明書等
- (5) 次のア、イのうち、いずれかの書類
 - ア 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業」の助成を受けていることがわかる書類の写し
 - イ 日常的に生命・身体の維持に必要な電気式の医療機器を使用していることを証する医師の意見書



注意事項

- (1) 住環境により発電機等が使用できないこともありますので、主治医や医療機器業者と災害時の対応を相談し、購入前に十分検討を行ってください。
- (2) 購入した発電機等を使用したことで、医療機器の故障や不具合が生じた場合に、市はその責を負うことはできません。あらかじめご承知おきください。
- (3) 対象用具を目的に反して使用した場合は、給付に要した費用の一部を返還していただくことがあります。

申請・お問い合わせ先

釧路市障がい福祉課障がい福祉係
〒085-8505 釧路市黒金町7-5
TEL23-5201 FAX25-3522

